

令和 7 年度

第 1 回川口市学校給食運営審議会

日 時 令和 7 年 9 月 2 5 日 (木)

午前 1 0 時 0 0 分 開 会

会 場 川 口 市 役 所 第 2 本 庁 舎

6 階 2 6 0 1 A 会 議 室

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱書の交付
- 3 教育長挨拶
- 4 自己紹介
- 5 会長挨拶
- 6 議事
 - (1) 令和 6 年度事業報告及び令和 7 年度事業計画
 - (2) 令和 7 年度川口市学校給食実施状況報告
 - (3) 学校給食費について
 - (4) 新学校給食センターの整備について
- 7 閉会

議事（1）令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画

令和6年度事業報告

1 第1回学校給食運営審議会

- (1) 期 日 令和6年9月25日(水)
- (2) 場 所 川口市立青木会館 3階会議室B
- (3) 内 容
 - 委嘱書交付
 - 会長・副会長の選任
 - 令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画
 - 令和6年度川口市学校給食実施状況報告
 - 学校給食費について
 - 新学校給食センターの整備について

2 第2回学校給食運営審議会

- (1) 期 日 令和7年2月20日(木)
- (2) 場 所 川口市立里中学校
- (3) 内 容
 - 令和6年度学校給食表彰について
 - 学校における食に関する指導について
 - 令和7年度学校給食の運営について
 - 新学校給食センターの整備について
 - 里中学校における給食実施概要の説明
 - 学校給食試食

令和7年度事業計画（案）

1 第1回学校給食運営審議会

- (1) 期 日 令和7年9月25日（木）
- (2) 場 所 川口市役所第2本庁舎 6階2601A会議室
- (3) 内 容
 - 委嘱書交付
 - 令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画
 - 令和7年度川口市学校給食実施状況報告
 - 学校給食費について
 - 新学校給食センターの整備について

2 第2回学校給食運営審議会

- (1) 期 日 令和8年1月頃（予定）
- (2) 場 所 市内小学校又は中学校もしくは学校給食センター
- (3) 内 容
 - 令和7年度学校給食表彰について
 - 学校における食に関する指導について
 - 令和8年度学校給食の運営について
 - 新学校給食センターの整備について
 - 給食調理施設の見学
 - 学校給食試食及び参観

議事（2）令和7年度川口市学校給食実施状況報告

＜教育委員会＞

1 学校数・食数（児童・生徒・教職員等）

R7.5.1現在

		小 学 校		中 学 校		合 計	
		学校数	食 数	学校数	食 数	学校数	食 数
自校調理校（単独調理場）		26	16,745	3	1,558	29	18,303
学校給食センター（共同調理場）		26	13,385	23	12,683	49	26,068
内 訳	新郷学校給食センター	6	3,397	6	3,880	12	7,277
	南平学校給食センター	9	4,114	7	3,763	16	7,877
	元郷学校給食センター	11	5,874	10	5,040	21	10,914
合 計		52	30,130	26	14,241	78	44,371

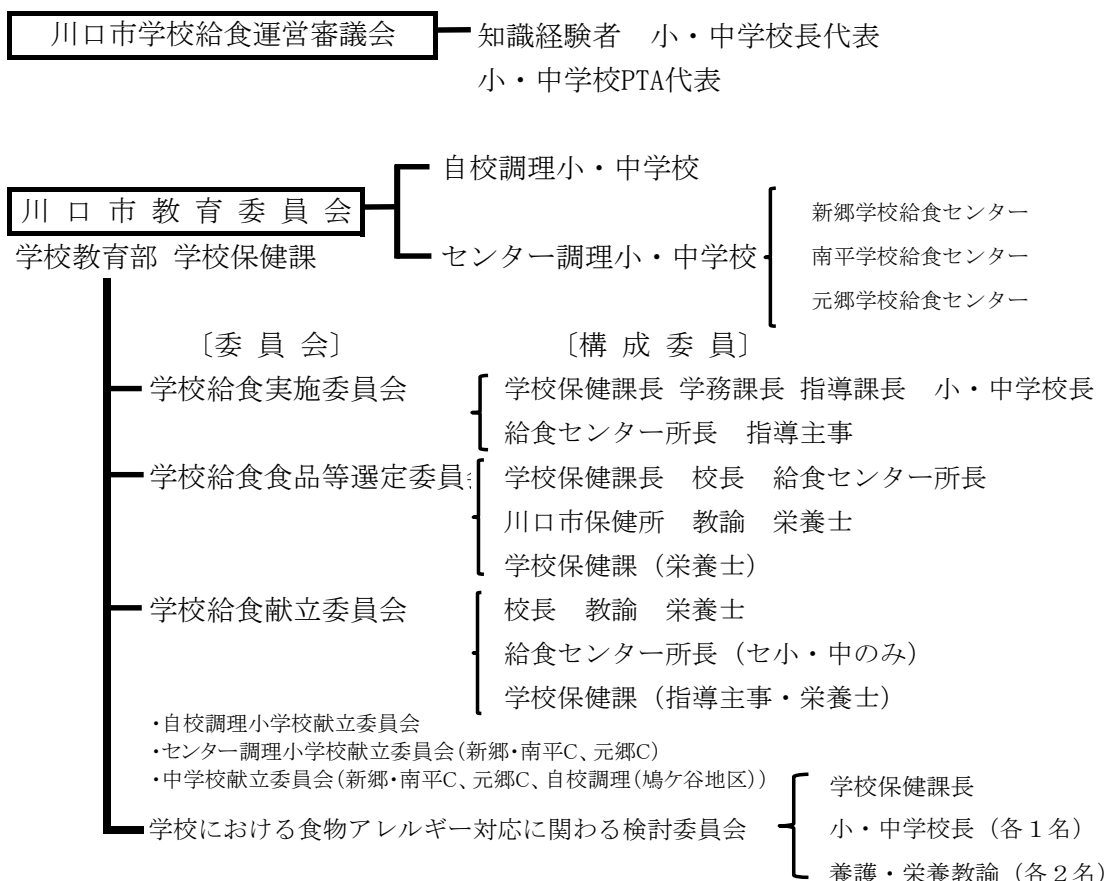
※陽春分校：0食（ミルク給食）

2 学校給食関係職員（委託・パートを含む）

R7.5.1現在

		所長	事務職員	栄養教諭	栄養士	調理員	給食員	配送員	ボイラー	合計
自校調理校（単独調理場）		—	—	14	15	202	—	—	—	231
学校給食センター（共同調理場）		3	4	5	10	145	79	26	3	275
内 訳	新郷学校給食センター	1	1	2	2	31	校※ に各 配配 置送	6	1	44
	南平学校給食センター	1	1	1	4	39		7	1	54
	元郷学校給食センター	1	2	2	4	75		13	1	98
合 計		3	4	19	25	347	79	26	3	506

3 川口市学校給食運営組織



4 給食実施回数及び保護者負担額

区 分	年間回数	保護者負担額	1食あたり
小学校	1年生	178回 41,825円 (4月分3,375円+3,845円×10ヶ月)	235円
	2～6年生	180回 42,295円 (3,845円×11ヶ月)	
中学校	1・2年生	180回 47,696円 (4,336円×11ヶ月)	265円
	3年生	173回 45,841円 (4,336円×10ヶ月+3月分2,481円)	

※準要保護に認定される児童生徒は、年間喫食数に応じた給食費の免除を実施

	学校給食費		保護者負担額		負担軽減額	
	日額	年額	日額	年額	日額	年額
小学校	302円	54,362円	235円	42,295円	67円	12,067円
中学校	357円	64,262円	265円	47,696円	92円	16,566円

物価高に苦しむ子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、令和7年度における保護者負担額については、主食費相当分を公費負担とし負担軽減に努めております。

5 食品の購入

(1) ごはん・パン・めん及び牛乳

- ① 本市が（公財）埼玉県学校給食会と契約して購入します。
- ② （公財）埼玉県学校給食会が指定した業者が直接学校に納入します。

(2) その他の食品

- ① 青果物、食肉類、豆腐類は、市内業者等で任意に作った協力会等と契約しています。
- ② 上記①以外の食品は、「食品等選定委員会」において、業者から提出された見本品を価格や味などの観点から選考し、使用する食品を決定します。
- ③ 業者は、指定された日時に各自校調理校と各学校給食センターに食品を納入します。

6 食品代金の支払い

平成23年度からの公会計化に伴い、学校保健課で食材の一括発注を行い、各業者へ代金を支払います。

【令和6年度 学校給食用食品取扱金額】

・ 自校調理小学校	895,024,245円	
・ センター調理小学校	738,687,072円	
・ 中学校	849,761,538円	
合 計	2,483,472,855円	(保存食材料費等を含む)

7 令和6年度学校給食費（歳入・現年度分）決算状況について

	小学校	中学校	合 計
請求額	1,430,437,526円	745,855,428円	2,176,292,954円
収納額	1,421,663,938円	741,403,907円	2,163,067,845円
未納額	8,773,588円	4,451,521円	13,225,109円
収納率	99.39%	99.40%	99.39%

※教職員・試食会等含む

【給食費の未納対策】

- 督促状を送付するとともに、翌月以降の請求に合算して口座振替請求を実施
- 年度末に当該年度の未納者に対して、再度一括して請求を実施
- 口座振替日前に、口座振替日と金額を周知するメールを送信
- 保護者の申出による児童手当からの給食費の徴収の実施
- 再三の催告に応じない場合は、特別債権回収課への債権回収業務の移管

8 学校における食育の推進

- (1) 指導主事による学校訪問（通年で実施、今年度は小学校15校、中学校7校）
 - ・「食に関する指導の手引-第二次改訂版-」の内容の周知徹底
 - ・学級活動、教科等の授業における食に関する指導の参観及び指導助言
 - ・学級担任と栄養教諭等が連携した授業についての指導助言
 - ・特色ある学校給食の実施についての指導助言
 - ・給食時間の参観及び指導教諭との研究協議
 - ・食に関する学校全体計画及び年間指導計画の確認助言
- (2) 教職員研修「食に関する指導推進研修会」の実施（R7.10.22実施予定）
 - ・講義及びグループ・全体協議
- (3) 給食主任会（4月に実施済）において、各学校での食教育への働きかけと食に関する指導の資料等の紹介

9 学校給食における食物アレルギー対応について

- (1) 学校における食物アレルギー対応に関わる検討委員会の設置（R元年度より）

【目的】

学校における食物アレルギー対応に関する課題を把握し、支援体制の充実を図ることを目的として設置

【委員】

学校保健課長	1名	センター調理校	栄養教諭	1名
小学校長	1名	自校調理校	養護教諭	1名
中学校長	1名	センター調理校	養護教諭	1名
自校調理校	栄養教諭	1名		

計 7名

(2)川口市立小中学校における食物アレルギー対応マニュアルの作成及び施行

【本市における食物アレルギー対応の大原則】

- ◎食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全を最優先する。
- ◎食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ◎「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ◎安全性確保のため、原因物質の完全除去対応(提供するかしないか)を原則とする。
- ◎学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な(過度に複雑な)対応は行わない。
- ◎教育委員会等は食物アレルギーの対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

【特定原材料及び特定原材料に準ずるもの】

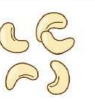
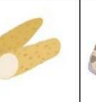
食物アレルギーの原因食物（アレルゲン）

特定原材料〈8品目〉 (表示義務)	えび・かに・小麦・そば・卵・乳 落花生（ピーナッツ）・くるみ
特定原材料に準ずるもの 〈20品目〉 (表示奨励)	アーモンド・あわび・いか・いくら・オレンジ・ カシューナッツ・キウイフルーツ・牛肉・ごま・ さけ・さば・大豆・鶏肉・バナナ・豚肉・もも・ やまいも・りんご・ゼラチン・マカダミアナッツ

【学校給食で使用しない食品・および提供しない食品について】

本市では、食物アレルギーの原因食物である特定原材料〈8品目〉及び特定原材料に準ずるもの〈20品目〉のうち、微量でも重篤なアレルギー症状を引き起こしやすいものや、特定原材料等でなくても新規発症の原因となりやすい食べ物である以下のものについては、学校給食では使用しないこととします。

【学校給食において使用・提供しない食物】

そば	落花生 (ピーナッツ)	アーモンド	カシューナッツ	キウイフルーツ	くるみ	やまいも	あわび
							
いくら	まつたけ	非加熱卵食品	ピーカンナッツ	ピスタチオ	ブラジルナッツ	ヘーゼルナッツ	マカダミアナッツ
							

食物アレルギーのある児童生徒におけるおかわりについては、下記の通りとする。

	食物アレルギーのない児童生徒	食物アレルギーのある児童生徒	
対象の範囲 ・条件等		・原因食物が市統一で給食に使用しない食材 ・学校給食で管理不要	・原因食物が給食に使用する食材 ・学校給食で管理が必要
おかわりの対応	可 能		不 可 能 (通 年)

※食物アレルギーのある児童生徒においては、配膳後のおかず等の増減もできないこととする。

【食物アレルギーをもつ児童生徒に対する配慮】

食べられるものに関しては、学級担任の管理責任のもとに、配膳時に増やす。

議事（3）学校給食費について（別紙、資料１）

議事（4）新学校給食センターの整備について（別紙、資料２）

川口市学校給食運営審議会条例

〔昭和53年3月30日〕
〔条例第57号〕

（設置）

第1条 学校給食の正しい普及と充実を図るため、川口市学校給食運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、学校給食の運営に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 小、中学校長
- (3) 小、中学校PTA関係者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第6条 特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該事項に関係を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

（会長及び副会長）

第7条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第8条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第9条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

（幹事）

第10条 審議会に幹事若干人を置き、教育委員会がその職員のうちから任命する。

- 2 幹事は、審議会の所掌事務について会長、副会長、委員及び臨時委員を補佐する。

（庶務）

第11条 審議会の庶務は、教育局において処理する。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

川口市学校給食運営審議会 委員名簿

委員氏名	4条該当号	役 職 名	備 考
あさぬまよしなり 浅 沼 良 成	1号	学校法人文化学園 川口文化幼稚園理事長	6.9.20委嘱
かみやまひろし 神 山 浩	1号	一般社団法人川口市医師会理事	6.9.20委嘱
いとうこうすけ 伊 藤 公 介	1号	一般社団法人川口歯科医師会副会長	6.9.20委嘱
とくながしほこ 徳 永 志 帆 子	1号	川口市保健部食品衛生課長	7.9.25委嘱
さとうゆみこ 佐 藤 由 美 子	1号	川口市食生活改善推進員協議会 芝南支部会計	6.9.20委嘱
おかもとけんいち 岡 本 賢 一	2号	川口市立新郷東小学校長	6.9.20委嘱
さとうひでお 佐 藤 秀 雄	2号	川口市立飯塚小学校長	6.9.20委嘱
かわぐちのりひさ 河 口 典 久	2号	川口市立鳩ヶ谷小学校長	6.9.20委嘱
さとうともこ 佐 藤 朋 子	2号	川口市立南中学校長	6.9.20委嘱
かたくらゆき 片 倉 有 紀	2号	川口市立幸並中学校長	6.9.20委嘱
ひでくみ 秀 久 美	3号	川口市PTA連合会会長代理 川口市立里小学校PTA会長	7.9.25委嘱
よねやま たかふみ 米 山 崇 史	3号	川口市PTA連合会副会長 川口市立戸塚小学校PTA副会長	7.9.25委嘱
かさいひろえ 笠 井 裕 江	3号	川口市PTA連合会副会長 川口市立南中学校PTA副会長	7.9.25委嘱
まなべよしえ 間 鍋 好 江	3号	公募	6.9.20委嘱
いけやこうじ 池 谷 光 司	3号	公募	6.9.20委嘱

任期…令和6年9月20日から令和8年9月19日まで

議事 (3) 学校給食費について

1 学校給食費の概要について

学校給食は、学校給食法に基づき実施されており、学校給食の実施に係る経費のうち施設整備費や人件費等は市が負担し、それ以外の経費を保護者が負担することが規定され、本市では食材費のみ保護者負担としています。

川口市の学校給食費は、消費税率等の引き上げに伴う改定を実施した平成26年度以降改定を実施しておりませんでした。昨今の物価高騰に対応し、かつ、学校給食の質や量を下げることなく安定的に学校給食を実施するため、令和5年及び令和6年の4月に学校給食費の改定を実施しました。（※表1－1参照）

一方で、物価高騰による子育て世帯の家計への影響が大きいことから、令和5年度及び令和6年度は給食費改定による増額分を、令和7年度は主食費相当分を、公費で負担することで、保護者負担の軽減を図っています。（※表1－2参照）

表1－1 学校給食費の変遷 (単位:円)

	H10	H22	H26	R5	R6	R7
小学校	220	232	238	273	302	302
中学校	260	272	279	324	357	357

表1－2 令和4年度～令和7年度における学校給食費の負担額 (単位:円)

	区分	R4	R5	R6		R7
				4月-9月	10月-3月	
小学校	単価	238	273	302	302	302
	うち公費負担	－	35	64	29	67
	うち保護者負担	238	238	238	273	235
中学校	単価	279	324	357	357	357
	うち公費負担	－	45	78	33	92
	うち保護者負担	279	279	279	324	265
給食費改定の有無		無	有	有		無

2 令和7年度の学校給食について

令和7年度は牛乳、主食(ごはん、パン、めん)の価格上昇のほか、副食(牛乳、主食以外の食材)においても価格が上昇している食材がある状況です。（※表2－1～2参照）

しかしながら、年間を通じて1食単価(小学校302円、中学校357円)と同程度になるようコスト意識を持った献立作成や食材選定を行い、また、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな給食を実施しています。

表2-1 牛乳と主な主食価格の推移

(単位:円)

	食材名	R3	R4	R5	R6	R7
	牛乳	53.13	53.49	58.38	63.73	64.87
小学校	白飯 70g	51.34	50.22	55.25	59.40	82.47
	地粉うどん 70g	57.00	59.12	66.11	70.23	74.50
	コッペパン 40g	47.85	50.09	54.46	56.04	58.88
中学校	白飯 100g	73.34	71.74	78.93	84.86	117.81
	地粉うどん 100g	68.68	71.41	79.86	84.86	89.72
	バターロール 70g	75.82	79.23	85.95	87.57	89.60

※価格は各年度4月の価格

表2-2 使用頻度の高い食材価格の推移

(単位:円)

	R3	R4	R5	R6	R7
鶏もも(皮つき 50g)	50	56	82	84	95
豚肉(ロース切り身 40g)	48	50	56	64	64
さばの辛味焼き(冷凍 50g)	55.5	58	66	66	74
厚焼きたまご(冷凍 50g)	27	30	37	39	40
春巻き(冷凍 50g)	45.3	45.3	54	53	44
アセロラゼリーFe(冷凍 50g)	52	60	72	72	74
みかん(M サイズ 1 個)	46	47	48	38	45

※価格は各年度4月の価格

3 令和8年度の学校給食費について

(1) 令和8年度の物価の見通しについて

今後の物価の見通しにつきましては、日本銀行の「経済・物価情勢の展望(2025 年 7 月)」によれば、消費者物価の対前年比は、令和7年度に2%台後半となったあと、令和8年度は1%台後半となり、コメなどの食料品価格上昇の影響は減衰していくと予想されています。

(2) 過去5年間の価格増加率をふまえての試算

学校給食費については、物価変動を考慮した適正価格の評価を毎年行うこととしております。

令和7年度は、令和6年度から続くコメの価格高騰による主食費の増加により、副食費に影響が生じました。(※表3-1参照)

令和8年度の学校給食費を試算するにあたり、牛乳、主食及び副食(使用頻度の高い食材)それぞれの過去5年間ににおける金額の対前年増加率の平均値(牛乳4%、主食8%、副食7%)を令和7年度の各金額に乗じた場合、令和8年度の学校給食費は小学校が322円(対前年比 20 円増)、中学校が 381 円(対前年比 24 円増)必要となることが見込まれます。(※表3-2参照)

表3-1 学校給食費内訳額(牛乳、主食、副食費予算ベース)の推移

【小学校】

(単位:円)

	R3	R4	R5	R6	R7
牛乳	53.13	53.49	58.38	63.73	64.87
主食	52.13	52.32	57.85	61.36	74.87
副食	132.74	132.19	156.77	176.91	162.26
合計	238	238	273	302	302

※各年度4月の価格

【中学校】

(単位:円)

	R3	R4	R5	R6	R7
牛乳	53.13	53.49	58.38	63.73	64.87
主食	71.72	71.9	78.83	83.5	101.73
副食	154.15	153.61	186.79	209.77	190.4
合計	279	279	324	357	357

※各年度4月の価格

表3-2 過去5年間の価格増加率に基づく令和8年度の学校給食費試算値

(単位:円)

	小学校			中学校		
	R7	R8	増減額	R7	R8	増減額
牛乳	64.87	67.46	2.59	64.87	67.46	2.59
主食	74.87	80.86	5.99	101.73	109.87	8.14
副食	162.26	173.62	11.36	190.4	203.73	13.33
学校給食費	302	322	20	357	381	24

※R8年度の学校給食費は、牛乳・主食・副食の合計値を四捨五入した数値

(3) 県内他自治体の学校給食費について

本市の学校給食費を近隣の県内他自治体と比較した場合、令和7年4月時点では、さいたま市に次いで2番目に高い金額となっています。

物価高騰に対する他自治体の対応策としては、学校給食費を改定するほか、献立や食材選定における工夫、市独自での学校給食費の補助等を実施しています。(※表3-3参照)

表3－3 県内他自治体の学校給食費(R7.4)

(単位:円)

	小学校		中学校		直近の改定
	単価	保護者負担額	単価	保護者負担額	
さいたま市	313	260	381	317	R7.4
川越市	254	254	305	305	H27.4
川口市	302	235	357	265	R6.4
草加市	297	255	350	303	R6.10
越谷市	280	239	332	289	R7.4
蕨市	291	256	336	301	R2.4
戸田市	244	244	281	281	H31.4

(4) 学校給食費の改定について

令和8年度における学校給食費の試算では、食材価格の上昇率及び今後の物価見通しに鑑み、小学校で20円、中学校で24円の食材価格の上昇が見込まれます。

通常であれば、学校給食費を改定し、保護者負担額も増額するところですが、物価上昇が続く中では、子育て世帯の家計への影響が懸念されます。

また、学校給食費につきましては、政府において、まずは小学校を念頭に令和8年度に無償化を実現することが示されています。しかしながら、現段階において、具体的な方策が示されておらず、本市における財政負担は不透明な状況となっています。

一方で、食材価格が上昇している現状においても、献立等における工夫により、給食内容の充実を図っており、こうした状況を踏まえ、令和8年度における学校給食費の改定は、現状では実施せず、現在の1食単価での献立作成や食材選定に努め、学校給食を実施していくものとします。

議事（4）新学校給食センターの整備について

資料 2

- ・令和6年9月に取得しました新学校給食センター整備事業用地につきましては、更地での引き渡しを受けたのち、防犯上の観点から、現在、仮囲いを設置して管理を行っています。
- ・事業の進捗につきましては、現在、基本設計が概ね完了し、今後、令和8年7月まで実施設計を行うこととしております。
- ・引き続き、令和10年度中の完成を目指し取り組んで参ります。

■新学校給食センター整備事業用地（案内図）



- (1) 場所 大字安行、大字赤山
- (2) 面積 6,220.8㎡ (1,881.79坪)
- (3) 建ぺい率 50%
- (4) 容積率 100%

▼写真：現在の事業用地の様子（仮囲い設置）

■整備スケジュール（予定）

実施設計	令和8年7月31日まで
建設工事	令和8年度中に着工予定
完成（竣工）	令和10年度中に完成予定

